特 記 仕 様 書

門真市 まちづくり部 道路公園課

1. 適用

この特記仕様書は、門真市が発注する「四宮公園相撲場上屋解体工事」(以下「本工事」という。) に適用する。

2. 優先順位

本特記仕様書は、設計図書に優先する。ただし、監督員の指示は、特記仕様書に優先する。

3. 共通仕様書等

この特記仕様書に定めていない事項、その他監督職員が特に指示しない事項に関しては、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」を準用する。

ただし、「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書(最新版)」及び「公共建築工事標準仕様書(最新版)」を準用し、これらを熟読のうえ、適正な履行に努めなければならない。

4. 疑義等

本工事において、不明な点、あるいは疑義を生じたときは、その都度速やかに監督員と協議し、 あるいは監督員の指示に従って工事を進めなければならない。質疑、応答事項はすべて工事打合 せ簿に記録し、適宜監督員に提出すること。

5. 官公署その他への手続き

工事に必要な手続き及び連絡は、すべて請負者が行う。

6. 設計変更

工事内容に変更が生じた場合は協議書を提出のうえ、監督職員と協議を行い指示事項に従って 施工すること。

7. 軽微な変更

設計図書に記載無き事項といえども工事遂行のうえ、必要なものは、請負者の負担にて施工すること。

8. 工程及び施工図書

請負者は、契約後直ちに監督職員と協議を行い、施工計画書を作成し提出すること。 監督職員の承認を受けた後、工事に着手する。なお、施工方法等について施工要領は又は施工図等を提出し監督職員の承認を得ること。

9. 交通誘導員

工事期間中は、交通誘導員を配置させ、通行人及び公園利用者の安全確保に努めなければならない。

配置人数については、4人(交通誘導員B)を見込んでいるが、事前に警備計画を作成し、現場条件などによる変更が生じた場合は、別途協議すること。

10. 工事表示

工事期間中、工事名称、工事期間、施工業者、その他必要事項を記入し、現場の見やすい場所 に掲示すること。

11. 住民広報・苦情対応

工事着手に先立ち、工事のお知らせを作成し監督員の確認を受けること。工事のお知らせを用い地元住民及び近隣企業等への説明を行い、理解を得たうえで工事に着手すること。

また、地元住民等から工事の施工に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。また、その内容は速やかに監督職員に報告すること。

12. 工事期間及び作業時間帯

日中の作業時間は午前9時から午後5時までとし、原則官公庁の休日は作業休止日とする(休日作業指定の場合は除く)。やむを得ず休日や時間外に作業を行う場合は、関係者と協議のうえ、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

13. 発生材の処理等

- ・屋根及び天井に使われている材料については、アスベストを含有するものとみなし、適切に解 体処分を行うこと。
- ・産業廃棄物を搬出する場合は、搬出時、搬出中の写真を撮影し、監督職員に提出すること。 また、産業廃棄物管理票(マニュフェスト)により、適正に処理されていることを確認すると ともに、監督職員に提示しなければならない。

14. 完了検査

工事完了後、完了検査を受けること。完了検査時の指導等による再施工は請負者の負担にて行 うこと。工事完了から検査までの期間は請負者の責任にて、工事場所を良好な環境に保つこと。

15. 提出書類等

工事写真はデジタルカメラで撮影するものとし、工事着手前、工事中、工事終了時、事故発生 時及び監督職員の指示する場所を所定規格の写真で撮影し、整理・提出すること。

提出にあたっては土木請負工事必携にあるとおり写真を工事アルバムに整理し提出すると共に、CDに記録し提出すること。その他の提出書類についても監督職員と調整のうえ、CDに記録し提出すること。